

## 学校伝染病（出席停止）

以下の病気につきましては、学校伝染病といわれ、罹患したら(病気になったら) 医師の許可があるまで「出席停止」という措置になります。欠席扱いにはなりません。

### (1) 第1種 学校伝染病

○ 治癒するまで出席停止とする。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る。）

### (2) 第2種 学校伝染病

- ①インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等の感染症を除く。）  
……発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで  
（※発症した日は0日、翌日が発症後1日。解熱した日を0日、その翌日から2日間は出席停止。）
- ②百日咳……特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③麻疹……解熱した後3日を経過するまで
- ④流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ⑤風疹（3日はしか）……発疹が消失するまで
- ⑥水痘（みずぼうそう）……すべての発疹が痂皮化するまで
- ⑦咽頭結膜熱（プール熱）……主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ⑧結核……病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
- ⑨髄膜炎菌性髄膜炎……病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで

### (3) 第3種 学校伝染病

○ 病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 の7種類

### (4) その他の伝染病

○学校で罹患者がした場合にその流行を防ぐため、必要であれば校長が学校医の意見を聞き、第3種の伝染病としての措置をとることができる。（本校は、医師から登校の許可が出るまで出席停止とします。）  
溶連菌感染症、嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（りんご病）、マイコプラズマ感染症など

### ※ 学校伝染病に罹患したら（病気になったら）

- ① 学校へ連絡をする
- ② 「出席停止連絡」に記入の上、担任まで提出する
  - ・出席停止連絡は登校後にお渡しします
  - ・出席停止連絡は、本校のホームページからもダウンロードできます（連絡掲示板→保健室からのお知らせ）
  - ・保護者が記入して、担任へ提出します
  - ・医師の診断書などは不要です

●新型コロナウイルスに感染した場合は、すぐに学校へ連絡をして、登校は控えてください。感染者の濃厚接触者になった場合も同様です。いずれの場合も「出席停止」です。

# 出席停止連絡

学校法人 麻生学園  
麻生学園小学校長様

令和 年 月 日

受診の結果、学校伝染病との診断でしたので、下記のとおり連絡いたします。

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

記

児童名	年 組 番 名前 ( )
病名	
病気になった日	月 日 より
出席停止の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
受診病院	
その他 (連絡事項)	

※ご家庭で記入されましたら、担任にご提出ください。